報告第３１号

専決処分の報告について

地方自治法第１８０条第１項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

平成２７年８月２７日提出

亀山市長　　櫻　井　義　之

別　紙

専決処分書

専決第５号

専決処分書

訴えの提起について、地方自治法第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成２７年８月１１日専決

亀山市長　　櫻　井　義　之

亀山市は、別紙物件目録記載の建物に関し、次のとおり訴えを提起(和解を含む。)する。

１　被告となるべき者の住所及び氏名

[redacted]　　[redacted]

２　請求の趣旨

（１）被告は原告に対し、別紙物件目録記載の建物を明け渡せ。

（２）被告は原告に対し、金６７万６１００円、平成２７年５月１日から平成２７年５月２９日まで１か月金３万３８００円の割合による金員及び平成２７年５月３０日から建物明渡し済みまで１か月金１４万３０００円の割合による金員を支払え。

（３）訴訟費用は被告の負担とする。

との判決並びに仮執行の宣言を求める。

３　訴訟遂行の方針

（１）市法律顧問の弁護士楠井嘉行と、楠井法律事務所所属の弁護士西澤博、弁護士赤木邦男、弁護士小林明子、弁護士岸天聖、弁護士水谷昌人、弁護士田中友康、弁護士山田瞳及び原

告訴訟代理人弁護士楠井嘉行復代理人の弁護士岩﨑かほりを訴訟代理人と定める。

（２）第１審判決の結果、必要がある場合は、上訴する。

別　　紙

物件目録

所　　在	亀山市羽若町４９３番地１
住宅名称	亀山市営羽若住宅Ｊ－１２号
種　　類	市営住宅
構　　造	鉄筋コンクリート造モルタル陸屋根地上３階
床面積	６９．１９㎡